

## 令和4年度 第4回 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

### 1. 開会

- ・事務局より開会の挨拶。

### 2. 挨拶

- ・事務局を代表して、長崎市土木部長より挨拶。

### 3. 議事

- ・事務局から「委員の過半数（16名中13名）の出席により、会議が成立」している旨の報告。
- ・委員長が会議録の署名人として、佐藤委員と富永委員を指名し、両委員の了承を得た。

#### （1）第3回検討委員会の意見とその対応方針（案）

#### （2）平和公園（西地区）の基本方針（案）

#### （3）ゾーニング（案）とゾーン別の整備方針（案）

- ・事務局より、資料1～3に基づき、第3回検討委員会の意見とその対応方針（案）、平和公園（西地区）の基本方針（案）、ゾーニング（案）とゾーン別の整備方針（案）について説明。

#### （1）（2）（3）に関する意見、質疑等

##### 【委員】

- ・資料1の3番について、降水量1000ミリを超えた場合の浦上川のハザードマップを確認したが、仮に1000ミリを超えた場合に陸上競技場はどうなるのか。

##### 【事務局】

- ・ハザードマップは、長崎大水害の2倍程度の降水量があった場合の浸水区域を想定して作成している。基本的には長崎大水害と同レベルであれば、現状の河川断面で対応可能であると、県から聞いている。
- ・ハザードマップは、避難を早急に促すための目的で作られており、仮に、ハザードマップの中で浸水していても心配する必要はない。

##### 【委員】

- ・資料1の7番の回答・対応方針では、「基本方針（案）の説明文やゾーン別の整備方針（案）に「平和」に関する表現を追記する」とされているが、資料3のP2のゾーン別整備方針（案）に「平和」に関する表現が追記されているのか分からない。
- ・前回の委員会では、Dゾーンの他にBゾーンやEゾーンも「平和」を関連させた空間になるよう検討するとのことだったと思うが、BゾーンやEゾーンには平和という言葉が入っていないため、表現の考え方を確認したい。

**【事務局】**

- ・資料2のP3の西地区の基本方針（案）では、タイトルの文言は変わっていないが、タイトルを補足する説明文には、極力「平和」に関するキーワードを盛り込むように見直している。
- ・資料3のP2のゾーン別の整備方針（案）の各ゾーンの整備方針の中には、「平和」に関するキーワードを入れ込むことが難しかったため、言葉として入っていないところもある。
- ・ご意見踏まえて、各ゾーンにおける整備方針（案）の内容については、再度、精査したい。

**【委員】**

- ・資料3のP2のゾーン別の整備方針（案）の説明文だけを読むと、一般的な方針に見えてしまうが、平和に関する祈りの空間のような位置付けがあると思うので検討していただきたい。

**【事務局】**

- ・BゾーンとEゾーンのゾーン別整備方針（案）については、浦上川との関連から「平和」というキーワードを整理できるように検討したい。

**（4）動線、景観形成、緑化の考え方（案）**

- ・事務局より、資料4に基づき、動線、景観形成、緑化の考え方（案）について説明。

**（4）に関する意見、質疑等**

**【委員】**

- ・長崎南北幹線道路が整備された際に、路面電車の軌道敷きと国道206号の間や、築橋の交通処理の問題はどうなるのか。

**【事務局】**

- ・長崎南北幹線道路のインターチェンジは、市道松山町線に接続されることで都市計画決定がなされており、今年度から測量や設計が進められている状況である。
- ・長崎南北幹線道路が整備されることで、市道松山町線の交通負荷は大きくなると予想されるため、交通渋滞に関する問題については、どのように対応していくか別途検討していく。

**【委員】**

- ・交通処理に関する正式な案はできていないということか。
- ・現状、路面電車の軌道敷きと国道206号の間は、3台程度しか停車できない状況である。

**【事務局】**

- ・長崎南北幹線道路のインターチェンジが市道松山町線に接続されることにより、交通負荷が大きくなるため、改良が必要になると思うが、具体的な改良方法やインターチェンジの整備方法については、県が検討しているため、その結果を踏まえて対応したい。
- ・現段階では、提示できる計画や図面等はないため、県と協議を行い交通渋滞が起きないような対策を県に要望していきたい。

#### 【委員】

- ・資料4のP10の緑化の考え方(案)の「③時間とともに育てていく『平和の森』づくり」について、市民参加に関しては樹木の手入れや花壇の整備などの記述しかない。
- ・平和公園(西地区)は長崎市民にとって大切な場所であり、日本や世界にとっても平和を象徴する場所であるので、いつの間にか森ができていて、市民が手入れのみを行うような空間ではなく、長崎市民が早い段階から時間をかけて話し合っ作っていけるような場所にした方がいいと考える。

#### 【事務局】

- ・平和公園再整備基本計画では、緑化の考え方として、基本的な考え方を盛り込むこととしているが、いただいたご意見について反映できないか検討したい。
- ・今後、基本設計や実施設計と進む中で緑化を検討する際に、専門家や市民の方のご意見等を取り入れながら、時間をかけて検討したい。

#### (5) 既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方(案)

- ・事務局より、資料5に基づき、既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方について説明。

#### (5) に関する意見、質疑

##### 【委員長】

- ・資料5のP4の「各競技団体等からの要望」に記載されている1つの団体から委員長に対しても要望書の提出があった。
- ・要望書の内容は、当委員会規則第6条に、委員会で必要があると認めた時は、関係人の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または関係人に資料の提出を求めることができると規定されているが、その規定の活用をはじめ、適切・慎重な調査審議を求めることであった。
- ・委員長としては、事務局から提出された資料を踏まえて、委員のご意見を引き出し、取りまとめができるよう、真摯に取り組みたいと考えているため、改めて委員の協力をお願いしたい。

##### 【委員】

- ・資料5のP1の「(2) 平和公園陸上競技場の再整備計画についての報告書(H10.09 平和公園陸上競技場利用懇話会)」について、議事録及びメンバーに関する資料はあるか。
- ・資料5のP4の「各競技団体等からの要望」について、長崎市テニス協会、長崎市ソフトテニス連盟、長崎市弓道連盟の口頭要望の内容は、資料に記載できないか。
- ・3月以降に陸上競技場に関する陳情があっているが、個別協議を実施しているのか。

##### 【事務局】

- ・各競技団体との協議については、令和3年12月に関係する団体に集まっいただき、全体での説明を行い、令和4年1月からは個別に意見交換を行っている。その後、各競技団体から移転場所や再整備後の機能などに関する要望を受けている。
- ・令和4年3月以降は、陸上競技協会とは一度個別に意見交換を行ったが、それ以外の競技団体

とは行っていない。

- ・「(2) 平和公園陸上競技場の再整備計画についての報告書 (H10.09 平和公園陸上競技場利用懇話会)」に関しては、資料があるか確認し、後ほど回答する。

#### 【委員】

- ・過去の議事録があれば、どういう展開で計画ができていったのかが分かり、今後の協議にプラスになると思うので調査をお願いしたい。
- ・市民総合プールに関する協議先は、長崎市水泳連盟だけなのか。それとも、現在の指定管理者を含めて協議したのか確認したい。

#### 【事務局】

- ・報告書という形では残っているので、その中に議事録まで残っているか確認する。
- ・市民総合プールに関する意見交換では、長崎市水泳連盟と指定管理者が出席した。

#### 【委員】

- ・長崎市スポーツ協会に対して、市民総合プールの移転に伴い陸上競技場跡地に関連施設の整備を長崎市に要望したいため、参画してほしいという申し入れがあったが、長崎市は把握しているか。

#### 【事務局】

- ・事務局としては、そのような要望は把握していない。
- ・市営庭球場や市営弓道場、市民総合プールなどの施設の具体的な設計は、各競技団体と協議をしながら決めていくことになるので、現段階では議論していない。
- ・平成10年の陸上競技場の検討について、メンバーの構成については、周辺の自治会長や長崎市陸上競技協会、学校関係者等の20名で構成された懇話会が設置され、3回の議論を経て報告書を取りまとめている。

#### 【委員】

- ・資料5のP6の陸上競技場について「600m 走路や芝生広場は、形状や面積が変わるものの、一定従前地に確保することは物理的に可能」と記載されているが、P7の「既存スポーツ施設の再配置(案)【イメージ図】」で、600m 走路などは、市民総合プールを取り囲むようなイメージになるのか。

#### 【事務局】

- ・資料5のP7のイメージ図では、市民総合プールの規模はまだ決まっていないため、現状の市民総合プールの規模で考えると、陸上競技場の半分程度のスペースを使うものと考えられる。
- ・資料5のP8に、広島市のサッカースタジアムのイメージ図を提示しているが、道路と隣接の敷地内に、建物と芝生広場があるような構成をイメージしている。

#### 【委員】

- ・資料5のP7のイメージ図は、「既存の陸上競技場や600m 走路は使えない」という意味になってしまい、図面が独り歩きする恐れがある。
- ・平和公園（西地区）の陸上競技場は、市民のレクリエーションコースとして利用されているため、プールの競技団体とも共生できるような方法を協議する必要がある。

#### 【事務局】

- ・全体的なイメージを分かっていたくために資料5のP8に示す他都市事例（広場イメージ）を提示したが、行き違いがあつて申し訳ないと思っている。
- ・陸上競技場の取り扱いについては、本委員会だけで結論付けるのは難しいと考えている。そのため、別の議論の中で慎重に検討した上で決定したいと考えている。

#### 【委員】

- ・資料5のP7の「既存スポーツ施設の再配置（案）【イメージ図】」に示す市民総合プール、市営庭球場、市営弓道場の配置は、平和公園（西地区）に残すことで各競技団体の了承を得ているのか。
- ・また、移設する市営ソフトボール場や市営陸上競技場については、今後協議して決定する認識でよいか。

#### 【事務局】

- ・市民総合プール、市営庭球場、市営弓道場については、各競技団体から一定了承を得ている。
- ・市営ソフトボール場は、平和公園（西地区）から移転することについて、一定了承を得ているが、移転先に関する協議は今後実施する。
- ・陸上競技場については、競技団体等から要望や署名が提出されており、まだ調整ができていないため、別途検討する必要があると考えている。
- ・本委員会では、資料5のP7に示した内容についてご議論をいただきたいと考えている。

#### 【副委員長】

- ・資料5のP6では、陸上競技場自体は残らないが、陸上競技場の機能に準ずる空間は一定程度確保することが可能と記載されている。
- ・そのため、資料5のP6の陸上競技場に関する記載とP7のイメージを整合させるために、市民総合プールとEゾーンの間を外周路を図示することや、Cゾーンとの間に広場的な空間を図示することで、現状の陸上競技場の機能や空間をそのままの形で残すことはできないが、各種制約条件がある中で、一定配慮したことを図示することによって、競技団体などの意見を取り扱ったことにもなると考えられるため、検討してはどうか。

#### 【事務局】

- ・ご意見等を踏まえて、資料を修正したい。

**【委員長による総括】**

- ・スポーツ施設の再配置について、基本的な考え方については理解いただいたと思うが、最後のまとめの部分に関しては、本日のご意見を踏まえ、次回の委員会に向けて事務局の方で整理してほしい。

**4. 閉会**

- ・事務局より閉会の挨拶。
- ・次回の第5回委員会は、10月から11月を予定し、後日改めて日程調整をさせていただきます。